

和泉市モビリティハブ実証実験業務委託

プロポーザル実施要領

令和 8 年 7 月

和泉市公共交通利用活性化プロジェクト委員会
(事務局：和泉市都市デザイン部都市政策室)

和泉市モビリティハブ実証実験業務委託プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、和泉市モビリティハブ実証実験業務委託に係る契約の相手方となる事業者を、公募型プロポーザル方式にて選定するための実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務名

和泉市モビリティハブ実証実験業務

3. 業務内容及び契約期間

業務内容：「和泉市モビリティハブ実証実験業務委託仕様書」（別紙）のとおり

契約期間：契約締結日から令和9年3月31日まで（引き渡し検査含む）

4. 契約方法

契約方法：公募型プロポーザル方式による選定結果に基づき優先交渉権者との交渉での
随意契約

締結予定時期：令和8年8月28日（金）

支払方法：成果品の引渡しを受け検査合格後、請求書受理日から30日以内に完了一括
払い

契約相手：和泉市公共交通利用活性化プロジェクト委員会（※）

※和泉市公共交通利用活性化プロジェクト委員会とは、和泉市および和泉市周辺の地域における自動車交通にかかる諸問題と温室効果ガスの抑制等、地球環境問題の改善、及び公共交通機関の利用促進を図るため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」ならびに「道路運送法」に基づき、行政機関と地域の代表、学識経験者などが連携して各種施策を実施・検討する組織である。同委員会の事務局は和泉市（都市デザイン部都市政策室）が担っている。

5. 契約保証金

和泉市財務規則に基づく

6. 提案上限額及び提案下限額

提案上限額 18,205,000円（税抜き）

提案下限額 15,692,000円（税抜き）

7. 支払い条件

完了一括払い

8. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、単体企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を満たす者とする。

【単体企業】

参加表明時において次の（１）（２）いずれかの条件を満たし、（３）～（９）の全てに

該当すること。

- (1) 和泉市における令和8年・9年度の入札参加資格を有していること。
- (2) (1)における入札参加資格を有していない場合は参加表明書を提出する際に以下の書類（各種証明書は発行日より3か月以内）を提出すること。
 - ①印鑑登録証明書 ※写し
 - ②商業登記簿謄本（登記事項証明書） ※写し
 - ③決算報告書一式 ※写し 直近1年分
 - ④国税の納税証明書 「その3の3」 ※写し
 - ⑤市税の納税証明書 ※写し 市外事業者の場合は不要
 - ⑥使用印鑑届（様式2）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること）
 - ⑦委任状（様式3）（契約締結等に関する権限を支社長、営業所長等に委任する場合に提出すること）
 - ⑧暴力団排除に関する誓約書（様式5）
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きを開始していないものであること。
- (5) 最新の消費税及び地方消費税の未納がないこと。
- (6) 参加者、参加者の役員又は従業員が過去10年から現在にかけて暴力団（暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び和泉市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条に規定する暴力団をいう。）、暴力団員、暴力関係者、総会屋その他の反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。
- (7) 参加表明の時点で、和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成17年制定）に基づく指名停止又は指名回避措置若しくは、大阪府における法令違反を理由とした参加停止措置を受けていないこと。
- (8) 国税の未納がないこと。本店、支店、営業所等が和泉市に存する場合は、市税の未納がないこと。
- (9) ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム：ISMS）又はJIS Q 15001（プライバシーマーク）の認証を取得していること。 ※写し

【共同企業体】

- (1) 構成員全てが、【単体企業】の(1)、(2)いずれかの条件を満たし、(3)～(8)に掲げる要件を全て満たしていること。また、構成員の内、共同企業体の代表者となる事業者は(9)に掲げる要件を満たしていること。
- (2) 構成員は、共同企業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任をもつこと。
- (3) 参加表明書提出時に共同企業体協定書兼委任状（様式13）を併せて提出すること。
- (4) 共同企業体の構成員が、単体企業又は他の共同企業体の構成員として、本プロポーザルに参加していないこと。
- (5) 業務仕様書に記載している本業務との関連する事業者との共同企業体は認めない。

9. 参加申込の手続等

(1) 事務局

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 和泉市役所本館4階
和泉市公共交通利用活性化プロジェクト委員会
事務局 和泉市都市デザイン部都市政策室交通担当
電 話：0725-99-8145（直通） FAX：0725-43-1348
E-mail：mobilityhub-proposal@city.osaka-izumi.lg.jp

(2) 募集方法

実施要領は和泉市ホームページ（<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp>）で公表する。仕様書等の資料は、公表期間中に参加事業者が取得するものとし、印刷物での配布は行わない。

(3) スケジュール

項目	日時
実施要領の公表	令和8年7月10日（金）
参加表明・現地見学会の受付	令和8年7月10日（金）～7月21日（火）17時まで
参加資格審査結果通知	令和8年7月22日（水）17時までに通知
現地見学会	令和8年7月23日（木）～7月24日（金）
質疑書の受付期限	令和8年7月27日（月）17時まで
質疑書に対する回答	令和8年7月30日（木）17時までに通知
提案書の受付	令和8年7月31日（金）～8月6日（木）17時まで
一次選定	令和8年8月7日（金）
選定結果の通知	令和8年8月10日（月）
二次選定	令和8年8月19日（水）予定
選定結果の通知・公表	令和8年8月21日（金）予定
契約締結	令和8年8月28日（金）予定

(4) 参加表明書類の提出

①提出期限：9.（3）スケジュールのとおり

②提出場所：9.（1）事務局まで

③提出書類：・参加表明書（様式1） 1部

・誓約書（様式6） 1部

・8. 参加資格（2）に該当する者は、参加資格（2）に掲げる書類

※共同企業体においては構成員全社提出のこと。

ただし、構成員は、⑥使用印鑑届、⑦委任状は提出の必要はない。

④提出方法：直接持参、書留（一般・簡易）、レターパックプラスとする。

※提出期間内必着（着払不可）とする。

(5) 参加資格の審査

提出された参加表明書類をもとに参加資格の審査を行い、結果を通知する。

①結果の通知：9.（3）スケジュールのとおり

参加表明書の提出者全員に参加資格審査結果を電子メールにて通知する。

②参加表明書の提出者が1者の場合の取り扱い

参加申込者が1者の場合であっても、当該1者について参加資格の審査を行う。

(6) 現地見学会

①実証実験の実施場所である「スーパーセンターオークワ和泉納花店」にて現地見学会を実施する。提案を行う上での重要な説明となるため、**本プロポーザルに参加表明する事業者は必ず参加すること。**申込みには別紙「現地見学会申込書」(様式4)を参加表明書類と同封し、提出すること。

②現地見学会申込書提出後に本委員会にて日時調整し、参加資格審査結果通知にあわせ、電子メールにて通知する。なお、通知した日時の変更は不可であり、辞退する場合は見学日時までに電子メールで返信し、確認のため電話にて事務局まで連絡すること。

10. 質疑書の提出

(1) 提出期限：9.(3) スケジュールのとおり (質問がない場合も提出要)

(2) 提出方法：電子メールで提出。

※質疑書(様式7)提出後に事務局より受信確認メールを返信するため確認すること。

(3) 質疑回答：参加表明書の提出があった全員に対して回答を電子メールにて行う。なお、質問内容が重複していると事務局が判断したものについては、整理した上で一括して回答する。また、本業務に関する質疑と解釈できない内容については無効とする。

※回答日時までに募集に係る補足事項が発生した場合は、併せて回答する場合がある。

11. 提案書類の提出

(1) 提出期間：9.(3) スケジュールのとおり

(2) 提出場所：9.(1) 事務局まで

(3) 提出書類：①提案書(様式9)

②提案書本文

③価格提案書(様式10)

④見積書

・表紙に業務名と事業者名を明記し、代表者印を押印すること。

⑤業務実施体制(様式11)

⑥会社概要

⑦実績報告書(類似の実績)

(4) 提出部数：正本1部、副本9部

・正本及び副本は、1セット毎にファイル等に綴じ、タブ(①～⑦)を付けること。

・正本1部には、表紙に業務名と事業者名を明記すること。

・副本9部には、表紙に業務名のみを記載し、会社名等の事業者が特定できる事項は表示しないこと。

・副本9部は、会社名や商標等提案事業者が特定又は推測できる内容については、黒塗り等の処理をすること。

(5) 提出方法：直接持参、書留（一般・簡易）、レターパックプラスとする。

※提出期間内必着(着払不可)とする。

1 2. 提案書類の作成

9. (5) 参加資格審査により参加資格を有した者は、次の書類を作成すること。

(1) 提案書（様式9）

(2) 提案書本文

- ・提案書本文には提案事業者が特定できる表記、マーク及び社章等は記入しないこと。

- ・提案書は、横書き、A4版4～15ページ程度とし、目次とページ番号をつけること。なお、表紙や目次はページに含まないものとする。

- ・提案書本文は、仕様書を踏まえ、以下の項目について記載すること。

【記載項目】

ア 業務の実施方針

イ 業務（取り組み）スケジュール

ウ 各種取り組みの進め方とその他独自の提案事項

※業務仕様書、現地見学会の内容を把握し、過度な提案等を行わないこと。

エ 検証・評価に関する提案（項目・検証方法）

※上記内容のと通りの順番で目次・提案書を作成し、ページ番号をつけ、具体的な記述をすること。

- ・作成の際は、提案書を評価する者が専門的な知識を有することなく評価が可能な提案書を作成し、必要に応じて、用語解説もつけること。

(3) 価格提案書（様式10） ※様式注意事項を参照のこと

(4) 見積書

- ・日本工業規格 A4 判の任意様式に提出年月日、商号又は名称、代表者職氏名、見積金額（税抜き価格とする。）及び提案書の内容に沿った積算内訳を記載し、代表者印を押印すること。

- ・見積金額は、6. に定める提案上限額及び提案下限額（税抜き）の範囲内とする。

- ・各種取組の見積もりについては、施設の整備に要する費用や運用に要する月額経費等を明らかにし、見込むものとする。なお月額経費については10月～3月の6か月間を期間として見積もること。

(5) 業務実施体制（様式11）

(6) 会社概要（書式自由、パンフレット添付可）

- ・業務を実施する本店（支社・支店）、営業所等の名称、所在地、業務概要、実績、責任者等を記載すること。なお、A3版はA4サイズに折り込むこと

(7) 実績報告書

- ・本業務仕様書内容において類似の実績のある取り組みの概要がわかるものを作成すること

1 3. 選定方法

(1) 選定は、1次選定及び2次選定の2段階選定方式により行う。

- (2) 一次選定は、提案書の内、推進体制、事業の企画・提案内容について審査し、得点の合計に価格点を足した総合得点の高い上位3者を選定する。ただし、参加表明者が3者以内の場合は1次選定を省略し、2次選定のみ実施する。
- (3) 二次選定は提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリング等に基づき審査し、選定委員会の各委員が個別に採点した評価項目点の平均点に価格点を足した総合得点により選定する。
- (4) 審査の結果、総合得点が最も高い者を優先交渉権者として選定し、随意契約の交渉を行う。ただし、交渉が不調になった場合、次に総合得点が高い次点交渉権者と交渉を行う。
- (5) 総合得点が最も高くても、委員得点の合計が満点の6割に満たない場合は、契約の目的が十分に達成できないものと判断し、優先交渉権者を特定しない。なお、参加者が1者の場合も同様に扱う。
- (6) 総合得点が高点の場合には「事業の企画・提案内容」における委員得点の合計が高い者を選定する。
- (7) 選定結果は、全ての参加者に通知する。(様式12)
- (8) 選定結果についての異議は、申し立てることはできないものとする。
- (9) 優先交渉権者にならなかった場合、その理由について結果通知日の翌日から7日以内に説明を求めることができるものとする。

14. 評価項目及び基準

別紙「評価基準」のとおり

15. 二次選定（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

- (1) 実施日時：9.(3) スケジュールのとおり
- (2) 実施場所：和泉市役所 ※時間・場所等、詳細については、別途通知
- (3) 実施時間：1者につき40分程度
プレゼンテーション（準備時間を含まない） 15分以内
ヒアリング 25分程度
- (4) 出席者：1者につき3名までとする。

【留意事項】

- プレゼンテーションは、提案書に基づいて行うものとし、これ以外の資料によるものは認めない。また、事業者名が推測可能なあらゆる表記を行わないこと。
- 実施中における他の参加者の情報は、一切提供しない。
- 本委員会はプロジェクターとスクリーン、コードリールのみ用意する。パソコンその他プレゼンテーションに必要なものは、全て事業者が用意するものとする。なお、事業者がプロジェクター及びスクリーンを持ち込んで実施することを妨げない。
- プレゼンテーション中に機器トラブルが発生する可能性もあることから、十分留意すること。
- 優先交渉権者となった場合は、議事録を速やかに提出することとし、事務局の承認を受けること。優先交渉権者との交渉が不調となった場合、次点交渉権者が提出することとする。なお、議事録作成のためプレゼンテーションのICレコーダー等での録音を認める。ただし、録音したデータは、議事録作成のみに利用し、それ以外

の目的には使用しないこと。また、利用が終了した場合、速やかにそのデータを消去すること。

16. 失格事項

参加表明者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①提出書類の提出期限を過ぎた場合
- ②提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- ③実施要領に違反した場合
- ④公表の日から契約締結日までに、参加資格要件を欠く事由が発生した場合
- ⑤公正な選考を阻害する事由が発生したと本委員会が認めた場合
- ⑥提案金額が提案上限額を上回る、もしくは提案下限額を下回る場合
- ⑦その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと本委員会が判断した場合

17. 提案者が1者の場合の取扱い

提案者が1者になった場合も、選定は実施する。

18. 選定結果の通知方法

選定結果は、その採否に関わらず、提案者全員にメールで通知する。

19. 選定結果の公表方法及び内容

下記の選定結果については、和泉市ホームページにおいて公表するものとする。

- ①優先交渉権者の名称及び選定における総合得点
- ②全参加事業者の名称（辞退、失格等含む申込順）
- ③全提案事業者の名称（申込順）
- ④全提案事業者の選定における総合得点（得点順）
- ⑤全提案事業者の評価項目ごとの各委員の委員得点及び価格点（委員名は公表しない）
- ⑥優先交渉権者の選定理由（講評ポイント）
- ⑦選定委員の所属及び氏名

※ ③と④、③と⑤及び⑤と⑦の対応関係は明らかにしない。

提案事業者が2者の場合は、落選事業者の選定における総合得点は公表しないものとする。

20. その他留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加表明書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、提案書類を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が提出期限までに提案書類を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加表明書及び提案書類の作成及び提出等に要する費用等は、すべて当該事業者の負担とする。
- (5) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (6) 提出された提案書類の著作権は、その提案者に帰属することとする。

- (7) 提案書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて当該事業者が負うものとする。
- (8) 提出された参加表明書及び提案書類は、選定以外の目的で提出者に無断で使用しない。ただし、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加表明書及び提案書類を提出することができない。
- (10) 提出期限以降における参加表明書及び提案書類の差替及び再提出は、原則として認めない。ただし、本委員会から要請した事項については、この限りではない。
- (11) 提出された書類は、和泉市情報公開条例（平成 10 年和泉市条例第 32 号）に基づく情報公開請求の対象となる場合がある。ただし提案者における競争上の地位及び利害を害すると認められる情報については、非公開となる場合があるため、該当すると考えられる部分については、予め文書により申し出ること。
- (12) 参加表明書又は提案書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（自由様式）を事務局へ持参又は郵送により二次選定の前日までに提出すること。
- (13) 参加者（参加を予定しているものを含む。）又はその関係者は、審査会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には失格とする場合がある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受託者を選定するものであるため、具体的な業務内容は、提案書類に記載された内容を反映しつつ事務局との協議に基づいて決定するものとする。
- (15) 優先交渉権者が決定した後及び契約締結後においても、本プロポーザルにおいて談合その他の不正行為が発覚した場合又は事業者の役員等が贈賄等で逮捕される、情報漏洩が発生するなど社会的影響の大きい事実が発覚した場合においては、契約を締結せず、又は契約を解除することがある。
- (16) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本委員会は契約を解除できるものとする。この場合、本委員会に生じた損害は受託者が賠償するものとする。
- (17) 今後の社会情勢や財政状況の変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して本委員会は一切の責任を負わないものとする。
- (18) 参加者は、参加表明書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- (19) 電子メール等の通信事故については、本委員会はいかなる責任も負わないものとする。